

亀山市都市公園の占用の許可等に係る審査基準

令和2年10月1日

(趣旨)

第1条 この基準は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第2条第1項に定める都市公園（亀山市都市公園条例（平成17年亀山市条例第130号）第10条第1項に規定する有料公園施設を除く。以下「都市公園」という。）の適正な管理及び許可事務の統一化を図るため、都市公園における法第6条第1項の規定による占用の許可及び同条第3項の規定による変更の許可に係る審査基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 国、地方公共団体等 次のアからウまでに該当するもの

ア 国又は地方公共団体

イ 独立行政法人又は地方独立行政法人

ウ 行政目的遂行のために設置された実行委員会、協議会等で事務局を市が担うもの

(2) 公共的団体等 次のアからエまでに該当するもの

ア 設置について市の意思が関与（補助）している団体：自治会連合会、自治会、シルバー人材センター等

イ 市域又は市域を含む一定の区域をもって設置する旨の法的根拠がある団体：農業協同組合、森林組合、消費生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体、社会福祉協議会、消防団等

ウ 市の事業に大きく関与している団体：観光協会、社会福祉団体、赤十字等の厚生社会事業団体、青年団、PTA、婦人会、老人会、子供会、町内会（地縁団体）、体育協会等の教育文化スポーツ団体等

エ アからウまでの団体等の全部又は一部で構成された実行委員会、協議会等

(審査基準)

第3条 法第6条第1項の規定による都市公園の占用の許可については、次の各号に掲げる基準により審査するものとし、すべての基準を満たした場合にのみ、申請に対する許可を行うものとする。

(1) 当該許可に係る工作物その他の物件又は施設（以下「占有物件」という。）が、法第7条第1項各号に掲げるものに該当するものであること。

(2) 当該許可に係る占有が、公衆の利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであること。この場合において、「公衆の利用に著しい支障を及ぼさない」とは、他人の利用を妨げない限度において、公衆の自由な利用に供すこ

とが可能となるよう、都市公園の利用に対する影響範囲を必要最小限にとどめるよう配慮されていることをいい、「必要やむを得ないと認められる」とは、申請にかかる都市公園の敷地以外にこれに代わるべき適当な敷地がなく、かつ、当該敷地における占有により、初めてその目的を達成し、又は効果を発揮すると認められることをいう。

(3) 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第15条から第17条までの規定及び都市公園法施行規則（昭和31年建設省令第30号）第7条の2の規定に違反するものでないこと。

(4) 当該許可の申請を行ったものが、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずるもののいずれにも該当せず、又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有しないものであること。

(5) 占有物件が仮設工作物であるときは、催物等の実施期間、当該占有物件の設置及び撤去にかかる期間等から勘案して必要最小限の占有期間となるようにし、占有期間中は、夜間及び気象状況の変化に対応した安全対策を講じていること。

(6) 占有物件が露店であるときは、次のアからエまでのいずれにも該当するものであること。

ア 次の(ア)又は(イ)に該当する催物等に伴う占有で、当該催物等の開催団体と露店商との間で協力関係が構築されていること。

(ア) 国、地方公共団体等及び公共的団体等が主催、共催、後援等を行う催物等

(イ) 地域の住民、団体等の関係者で構成される協議会による催物等

イ 都市公園の本来の利用目的に沿った利用の促進が図られること。

ウ 都市公園の管理上支障がないと認められること。

エ 露店において販売される商品又は提供されるサービス等が、公序良俗に反せず、かつ、都市公園の利用者にとってふさわしい内容を備えていること。

(7) 占有物件の種類、内容等について、当該許可の申請を行ったものが従うべき国又は地方公共団体からの通知及び通達がある場合は、これに従ったものであること。

(8) 他の法令の許可を要する場合には、当該許可を得ていること。

2 前項の規定は、法第6条第3項の規定による変更の許可について準用する。